

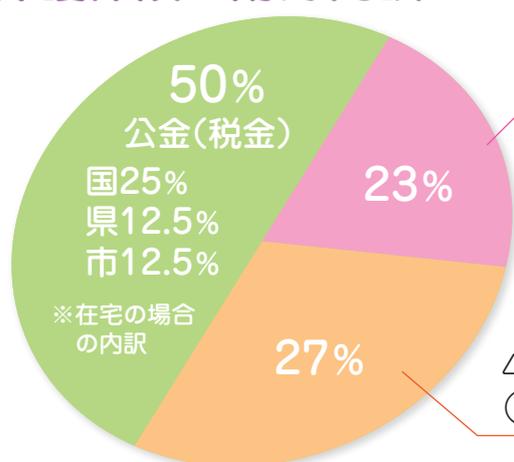
介護保険料について

みんなで制度を支え合う大切な財源です。

保険料は介護保険を健全に運営するための大切な財源です。介護保険の財源は、下のグラフのように40歳以上の方が納める保険料と、国や都道府県・市区町村の負担金、そして利用者負担からなっています。これらの貴重な財源は、みなさんが受ける介護(介護予防)サービスに対する保険給付費や、総合事業に対する事業費等にあてられます。

なお、総合事業の国・県等の負担金には上限額が設けられており、上限額を超過した部分は、保険料があてられます。

介護保険の財源内訳



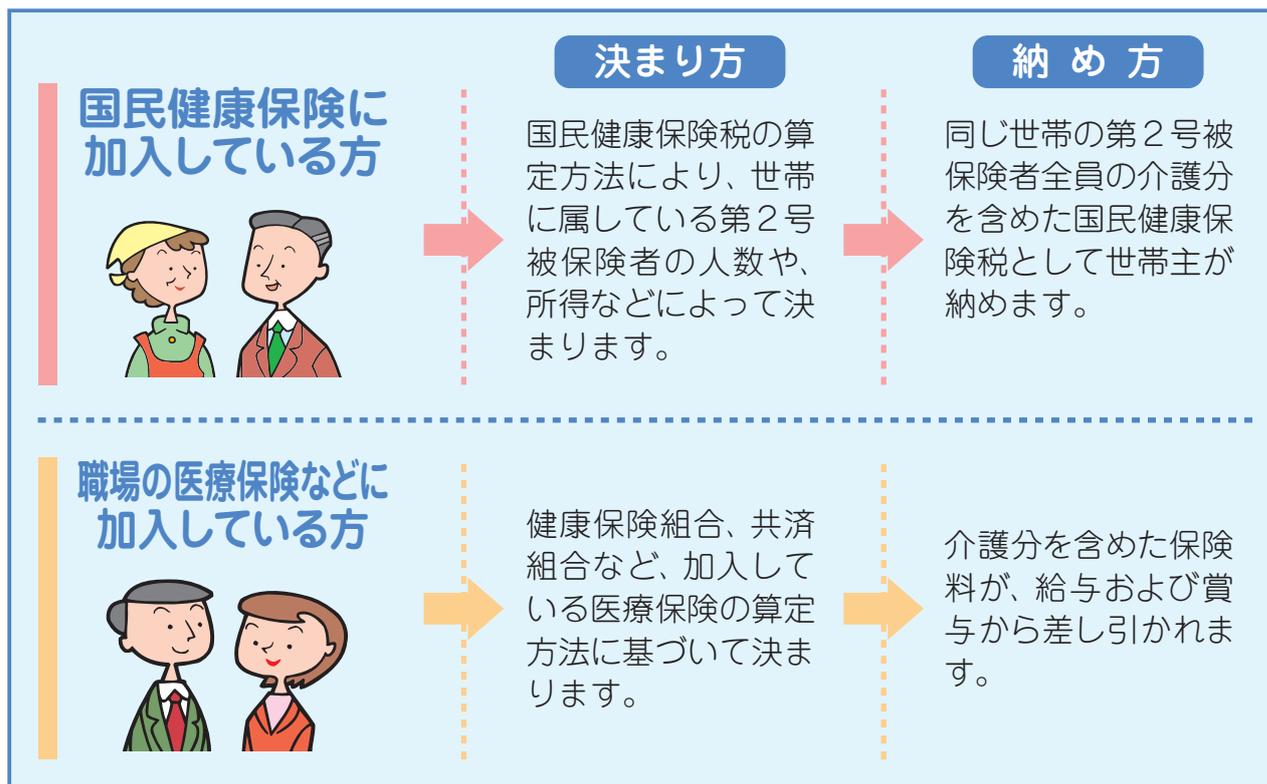
65歳以上の方
(第1号被保険者)の保険料

+ サービスの利用者負担 (費用の1割～3割)

40歳～64歳の方
(第2号被保険者)の保険料

40歳～64歳(第2号被保険者)の方の保険料 (65歳到達前月分まで)

40歳～64歳の方の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決められます。医療保険料と一括して納めます。



介護保険のしくみ

介護サービス

在宅サービス

施設サービス

地域密着型サービス

総合事業

費用負担額軽減

地域包括支援センター

介護保険料

介護保険Q&A

65歳以上(第1号被保険者)の方の保険料

●保険料の決め方

下の計算式による基準額をもとに算出され、所得の低い方に負担がかかり過ぎないように、市民税の課税状況や所得額等により13段階に分けられます。保険料は3年ごとに見直されます。サービスの量、65歳以上の人数が異なるため、基準額は市区町村ごとに異なります。

市区町村の介護保険にかかる費用のうち 第1号被保険者負担分

$$\text{保険料基準額(年額)} = \frac{\text{市区町村の第1号被保険者数}}{\text{市区町村の第1号被保険者数}}$$

会津若松市における保険料(年額)

段階	対象となる方		算定方法	保険料
1	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・生活保護または中国残留邦人等支援給付受給者の方 ・本人及び世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9万円以下の方 		基準額 ×0.285	22,500円
2	本人が市民税非課税	同世帯の全体が市民税非課税 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9万円を超えて120万円以下の方	基準額 ×0.335	26,500円
3		本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額 ×0.635	50,200円
4		同世帯に市民税課税者がいる方 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9万円以下の方	基準額 ×0.85	67,300円
5	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9万円を超える方	基準額	79,200円	
6	本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.15	91,000円
7		本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.3	102,900円
8		本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.5	118,800円
9		本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.7	134,600円
10		本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.9	150,400円
11		本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.1	166,300円
12		本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.3	182,100円
13	本人の前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額 ×2.4	190,000円	

- 「合計所得金額」の算定時、土地収用等による長期譲渡所得および短期譲渡所得にかかる特別控除額は控除されます。また、第1段階から第5段階の「合計所得金額」の算定時、公的年金等に係る雑所得分は控除されます。
- 災害に遭われた方、所得段階が第2・3段階の方で、要件に該当する方は保険料が減免になる場合があります。詳細は高齢福祉課へお問い合わせください。

介護保険の

介護サービス

在宅サービス

施設サービス

地域密着型サービス

総合事業

費用負担軽減

地域包括支援センター

介護保険料

介護 & 保険 A

65歳以上の方の保険料の納め方

納め方は受給している年金*の種類や額によって2通りに分かります。65歳になった月(65歳の誕生日の前日が属する月)の分から納めます。

※老齢・退職年金、遺族年金、障害年金をいいます。

普通徴収

65歳になった方・転入された方
年金が年額18万円未満の方
➔納付書で各自納めます

●市から送られてくる納付書により、取り扱い金融機関で納めます。

- 7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月が通常の納期となっています。送られた納付書をもって、指定の金融機関や高齢福祉課、各支所または各市民センターで納めていただくか、口座振替により納めていただきます。
- 特別徴収の方も、保険料の変更などにより、普通徴収になることがあります。

口座振替が 便利です！

必要なもの

- 預金通帳
- 通帳の印鑑

口座振替にすると納入のたびに銀行や市役所などに行く手間が省け、納め忘れもなくとても便利です。

申し込みは、銀行や郵便局などで随時受け付けています。

なお、国民健康保険税を口座振替で納めていた方も新たにお申し込みが必要になります。

※口座振替依頼書は各窓口にて備え付けてあります。

※口座振替の開始は、約1か月半程度かかりますので、お早めにお申し込みください。

特別徴収

年金が年額18万円以上の方
➔年金から天引きになります

●保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて天引きになります。

4月 6月 8月

仮徴収

その年の年額保険料が確定するまでの期間は暫定的に前年度2月分の保険料と同じ額で納めます。
(前年分の所得が確定した後にその年度の保険料が決まります。)

10月 12月 2月

本徴収

前年の所得などをもとに、本年度の年額保険料が確定します。

決定した年額保険料から、仮徴収分を差し引いた残額を10月、12月、2月の3回に分けて納めます。

介護保険
の

介護サービス

在宅サービス

施設サービス

地域密着型
サービス

総合事業

費用支払い
負担額軽減

地域包括支援
センター

介護保険料

介護保険
A



保険料を滞納するとどうなるの？



特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて、給付の一時差し止めや、**利用者負担割合の引き上げ**という措置がとられます。

保険料は必ずお納めください。

1年間滞納した場合

- サービス利用時の支払い方法の変更 (償還払いへの変更)

サービス利用の際、いったん利用料の全額を自己負担しなければなりません。

保険給付分を後で申請して払い戻す手続きが必要になります。



1年6か月間滞納した場合

- 保険給付の一時差し止め
- 差し止め額から滞納保険料を控除

市町村から払い戻されるはずの給付費の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられます。

なお、滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。



2年以上滞納した場合

- 利用者負担の引き上げ
- 高額介護サービス費の支給停止



これまで滞納した保険料を納めることができなくなり、未納期間の長さによって次のような給付制限を受けることになります。

- 利用者負担金の割合が引き上げられます。
- 一定の負担額を超えた場合の払い戻し(高額介護サービス費の支給)が受けられなくなります。

また、その他の助成制度も利用できないことがあります。

困ったときは介護保険の窓口へ！



災害に遭われた方や所得段階が第2・3段階の方で、要件に該当する方は、保険料が減免になる場合があります。お困りのときは、お早めに高齢福祉課にご相談ください。

高齢福祉課 ☎39-1242

介護保険のし

介護サービス

在宅サービス

施設サービス

地域密着型サービス

総合事業

費用支払い負担額軽減

地域包括支援センター

介護保険料

介護保険A